全国商工新聞　付録　　昭和 26 年 11 月 17 日第 3 種郵便物認可

きもつき民商 ニュースレター

2020 年 4 月 24 日号

Tel：0994-40-6646　Fax：0994-40-6647

■新型コロナウイルス対策　緊急相談会実施中！

消費税１０％と新型コロナウイルスで、鹿児島の経済は大打撃です。
中小業者の生活と営業を守るため、使える制度を活用して、苦しい状況を乗り越えましょう！

《使える制度》

実質無利子の融資など

・上限６千万円。３千万円なら当初３年は利子補助。
・個人向け緊急小口資金（生活支援費月２０万円以内）
・その他、借り換えや返済猶予などの相談も。

▶日本政策金融公庫・特別貸付返済の目安

借入額	金利・月額		元金の返済額
	最初の３年間 年利0.46％	４年目以降 年利1.36％	５年間 据え置き
100万円	384円	1,134円	５年間 ゼロ円
300万円	1,150円	3,400円	
500万円	1,917円	5,667円	
1,000万円	3,834円	11,334円	
3,000万円	11,500円	34,000円	

※要件を満たせば、国が３年間の金利を補助します

休業手当などの助成金

・雇用調整助成金により休業手当の４/５を補助。
・解雇等行わない場合、９/１０を助成。

税・保険料の支払い猶予

・税金、国保料、社会保険料など、払える額で分納を。

小規模業者への補助金

※持続化給付金（法人に最大２００万円、個人事業者に最大１００万円を給付）とは別の補助金

・HP やチラシ作成、広告、店舗改装などの費用補助。
・上限５０万円、２/３補助。事業計画書をつけ申請。

※裏面へ続く

新型コロナウイルス緊急事態宣言発令に伴う、きもつき民商の対応について

事務所は通常通りに開いています。緊急相談会実施中！

4 月 20 日（月）～5 月 6 日（水）までの間は、きもつき民商の**会員及びその家族、従業員、事務局員及びその家族の感染防止、業務継続**を目的として、以下のように対応いたします。

事務所内の業務体制については、いわゆるソーシャルディスタンスを確保し、事務局員同士の接触を極力回避する必要があります。
よって、事務局員２名（小牟田、藤崎）は、１階と２階に分かれて業務を行い、
１名（近藤）は、主に集金等会員宅の巡回がメインのため、会員、事務局員相互の感染防止の観点から自宅勤務とします。

各種相談等は、通常通り行いますので、マスクの着用、消毒、事務所内の換気に注意していきます。

大げさに映るかもしれませんが、インフルエンザとは違い、特効薬がない現状で、特に高齢者の方や基礎疾患がある方が感染した場合は重症化する可能性が高いこと、事務局員が感染したら事務所が機能しなくなることも考え、できる限りの対策を実施していきたいと考えます。
ご理解ご協力の程、よろしくお願いいたします。

■４月１０日重税反対全国統一行動を実施！

コロナの影響で延期となっていましたが、４月１０日午後に事務局が取りまとめて、申告を行いました。（３４０名分）
申告書の控えをお急ぎの方は、事務所まで取りに来てください。よろしくお願いいたします。

民商は、会員のみなさんの会費で運営されています。
営利を目的とせず、中小業者の働く権利を勝ちとる運動をすすめる、最低限必要な経費を会費によってまかなっています。会費の 15 日納入にご協力下さい。